

1. 件名：日本原子力発電(株)東海第二発電所 原子炉格納容器溶接部の技術基準適合性に関する面談

2. 日時：令和5年2月14日(火) 10時30分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室 (TV会議システム利用)

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、森田上席原子力専門検査官、南川上席原子力専門検査官、種市主任原子力専門検査官

日本原子力発電(株) 発電管理室 課長 他2名

日立GEニュークリア・エナジー(株) 原子力設計部 担当 他6名

原子力エネルギー協議会 副長

5. 要旨

○日本原子力発電(株)から、東海第二発電所の原子炉格納容器に係る工事において、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号。以下「技術基準規則解釈」という。)によらない設計の溶接部があることから、対応方針を説明したい旨の連絡があり、資料に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁から、日本原子力発電(株)から説明のあった対応方針に応じて挙げられた課題について、以下のとおり返答した。

- ・重大事故等時の使用時の圧力による耐圧試験に代えて、非破壊試験等の代替検査を行うことについては、技術基準規則解釈において許容されており、既の実績のある先行例も参考にすることができる。
- ・クラス2容器に規定のない継手形状及び代替非破壊試験については、技術基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できることを、事業者が自ら技術的根拠に基づき判断し、使用前事業者検査を実施すべきものであり、その結果を原子力規制検査にて確認する。

○日本原子力発電(株)から承知した旨の回答があった。

6. その他

資料：重大事故等クラス2容器としての原子炉格納容器の溶接部に係る設計、製作、据付の方針について（確認）